

【令和6年度報酬改定について（訪問介護）】

1 特定事業所加算

- 現行の特定事業所加算Ⅳを廃止し、現行の特定事業所加算ⅤをⅣに名称変更、特定事業所加算Ⅴを新設。
- 別区分同士の併算定は不可。ただし、特定事業所加算Ⅴとそれぞれの加算は併算定可。
- ※ 算定要件については次ページの表もご確認ください。

「特定事業所加算Ⅰ」について

- ・ 算定要件の新設（従来の要件と選択式）があります。算定要件を変更する場合は加算届を提出してください（届出内容は「特定事業所加算Ⅰ（算定要件の変更）」としてください）。なお、算定要件に変更が無い場合は届出不要です。）

「特定事業所加算Ⅲ」について

- ・ 人材要件（選択式）が追加されました。令和6年3月31日時点で「特定事業所加算Ⅲ」を算定中の事業所の取扱いについては別途通知いたします。

「特定事業所加算Ⅳ（現行の特定事業所加算Ⅴ）」について

- ・ 現行の特定事業所加算Ⅳが廃止され、現行の特定事業所加算ⅤがⅣになります。
- ・ 算定要件の新設（従来の要件と選択式）があります。算定要件を変更する場合は加算届を提出してください（届出内容は「特定事業所加算Ⅳ（算定要件の変更）」としてください）。なお、算定要件に変更が無い場合は届出不要です。）

訪問介護 特定事業所加算（令和6年度報酬改定）

算定要件		(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)	(Ⅴ)
体制要件	(1) 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催 (3) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告 (4) 健康診断等の定期的な実施 (5) 緊急時等における対応方法の明示	○	○	○	○	○
	(6) 病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修の実施等	○ (注2)		○ (注2)		
	(7) 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること					○
	(8) 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり、随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること					○
人材要件	(9) 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上	○	○ 又は			
	(10) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者	○	○			
	(11) サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること			○ 又は	○ 又は	
	(12) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること			○ 又は	○ 又は	
重度者対応要件	(13) 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度（Ⅲ、Ⅳ、M）である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上	○ 又は		○ 又は		
	(14) 看取り期の利用者への対応実績が1人以上であること（併せて体制要件(6)の要件を満たすこと）	○(注2)		○(注2)		

注1：別区分同士の併算定は不可。ただし、(Ⅴ)とそれぞれの加算は併算定可。

注2：加算（Ⅰ）・（Ⅲ）については、重度者等対応要件を選択式とし、(13)または(14)を満たす場合に算定できることとする。また、(14)を選択する場合には(6)を併せて満たす必要がある。（(13)を選択する場合は(6)の要件は不要）

注3：(Ⅴ)は特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算とは併算定不可。

2 同一建物減算

これまで、訪問介護事業所の同一建物減算は一律届出不要でしたが、下記算定要件のうち、①、②及び④については令和6年4月の報酬改定より届出が必要となります。届出方法等については「加算届一覧と必要書類」をご確認ください。

減算の内容	算定要件
10%減算	①：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。）
15%減算	②：事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
10%減算	③：上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
12%減算	④：正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

- ①「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）」（10%減算）
- ②「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者 50人以上）」（15%減算）
- ④「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合 90%以上）」（新設、12%減算）

※ ④については令和6年4月時点での届出は不要です。毎年度2回の判定を行い、届出を行います。（判定期間が前期の場合は9月15日〆切、後期の場合は3月15日〆切）

令和6年度については、前期の判定期間を4月1日から9月30日、減算適用期間を11月1日から3月31日までとし、後期の判定期間を10月1日から2月末日、減算適用期間を令和7年度の4月1日から9月30日までとします。）届出方法については判定時期に別途通知します。